

住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する補助金の交付について必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

(補助金交付申請書の受付)

第2 補助金交付申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。

(補助対象事業の期間)

第3 要綱第3第2項に規定する開始日は、要綱第3項第1項の表の左欄に掲げる区分ごとに契約を締結した日とする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第4 要綱別表第3に規定する補助金交付申請書の添付書類の内容は、次の表の右欄に定めるいずれかのものとする。

要綱別表第3に規定する添付書類		内容
全体	住宅の所在地、所有者が確認できる書類	1 固定資産税納税通知書の写し 2 登記事項証明書の写し 3 その他知事が認めるもの
	住宅の延べ面積が確認できる書類	1 確認済証の写し 2 その他知事が認めるもの
	住宅の現状が確認できる書類	1 改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） 2 その他知事が認めるもの
	事業の開始日が確認できる書類	1 契約書の写し 2 その他知事が認めるもの
省エネ改修の場合（共通）	耐震基準に適合することが確認できる書類	1 耐震診断結果の写し 2 住宅性能評価書の写し 3 確認済証の写し 4 その他知事が認めるもの
省エネ改修の場合（全体改修）	要綱第3（3）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類	1 構造安全性が分かる構造計算書 2 壁量等基準（案）により構造安全性が分かるもの 3 耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し 4 耐震等級2を満たすことがわかる住宅性能評価書、かつ同意書の写し

		5 その他知事が認めるもの
省エネ改修の場合 (部分改修)	国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類	1 建材・設備の型番が分かる性能証明書の写し 2 カタログの写し 3 その他知事が認めるもの
構造補強の場合	国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類	1 構造安全性が分かる構造計算書 2 壁量等基準(案)により構造安全性が分かるもの 3 耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し 4 その他知事が認めるもの

(補助金請求書の添付書類)

第5 要綱別表第3に規定する補助金請求書の添付書類の内容は、次の表の右欄に定めるいずれかのものとする。

要綱別表第3に規定する添付書類		内容
全体	要した経費を支出したことが確認できる書類	1 領収書の写し 2 その他知事が認めるもの
省エネ診断の場合	省エネ診断の結果が確認できる書類	1 既存住宅の調査に係る報告書 2 その他知事が認めるもの
計画策定の場合	計画策定を実施したことが確認できる書類	1 計画策定に係る報告書 2 その他知事が認めるもの
省エネ改修の場合 (共通)	国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類	1 改修した箇所の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること) 2 その他知事が認めるもの
省エネ改修の場合 (全体改修)	省エネ基準又は ZEH 水準に適合したことが確認できる書類	1 住宅性能評価書の写し 2 BELS 評価書の写し 3 その他知事が認めるもの

(補助金に係る書類の提出先)

第6 補助金に係る書類の提出先は、県土整備部建築住宅課とする。

附 則

この要領は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。